

季節別時間帯別電灯Ⅰ

(エ ル フ ナ イ ト 1 0)

平成28年4月1日 実施

I 本 則

1 目 的

この低圧選択約款は、季節別時間帯別に設定された料金等によって、より電力需要の少ない時間帯への負荷移行を促進し、電力設備の効率的な使用に資することを目的といたします。

2 低圧選択約款の変更

- (1) 当社は、この低圧選択約款を変更することがあります。この場合には、あらかじめお客さまに変更後の内容をお知らせし、お客さまから異議の申し出がないときは、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の低圧選択約款によります。
- (2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この低圧選択約款を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の低圧選択約款によります。
- (3) この低圧選択約款を変更する場合には、当社は、変更内容のみをお客さまにお知らせいたします。

3 適用範囲

電気供給約款（平成27年12月1日届出。以下「供給約款」といいます。なお、当社が供給約款を変更した場合には、変更後の約款によります。）の従量電灯の適用範囲に該当する需要で、次のいずれにも該当し、かつ、この低圧選択約款実施の際現に選択約款の季節別時間帯別電灯Ⅰ（平成27年12月1日届出。）の適用を受けている場合に適用いたします。

- (1) 別表2（夜間蓄熱式機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱式機器」といいます。）を使用し、かつ、その総容量（入力）が1キロボルトアンペア以上であること。

- (2) 6（季節区分および時間帯区分）に定める昼間時間以外の時間帯への負荷移行が可能な需要であること。

4 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

5 契約容量

- (1) 契約容量は、原則として供給約款の従量電灯Cに準じて定めます。
- (2) 別表2（夜間蓄熱式機器）(1)に定める夜間蓄熱式機器を使用される場合は、(1)にかかわらず、契約容量は、原則として、次のイによってえた値に0.4を乗じてえた値がロによってえた値以上となる場合は、イによってえた値とし、それ以外の場合は、次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{イによってえた値} + \text{ロによってえた値} \times 0.1$$

イ 契約負荷設備のうち別表2（夜間蓄熱式機器）(1)に定める夜間蓄熱式機器以外のものについて、原則として従量電灯Cの契約容量決定方法に準じてえた値

ロ 契約負荷設備のうち別表2（夜間蓄熱式機器）(1)に定める夜間蓄熱式機器の総容量（入力）

6 季節区分および時間帯区分

- (1) 季節区分は、次のとおりといたします。

イ 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

ロ その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(2) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。

ロ 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

7 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、平成28年5月31日までに使用される電気にはA表を、平成28年6月1日以降に使用される電気にはB表を適用いたします。

(1) 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

A表、B表共通

1 契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	3,024円00銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	302円40銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

なお、昼間時間の使用電力量については、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

イ 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

A 表（平成28年5月31日まで）

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1 キロワット時につき	23円91銭	21円78銭

B 表（平成28年6月1日以降）

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1 キロワット時につき	23円95銭	21円82銭

ロ 夜間時間

A 表（平成28年5月31日まで）

1 キロワット時につき	7円73銭
-------------	-------

B 表（平成28年6月1日以降）

1 キロワット時につき	7円77銭
-------------	-------

8 使用電力量の計量

- (1) 使用電力量の計量は、原則として各時間帯別に行ないます。この場合、それぞれの使用電力量の計量は、供給約款25（使用電力量の計量）に準ずるものといたします。

なお、記録型計量器により計量する場合の料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は、各時間帯ごとに、その開始時刻および終了時刻における電力量計の読みの差引きにより算定された値を合算（乗率を有する

電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。) いたします。

(2) 夜間蓄熱式機器の計量等

イ 特別の事情がある場合は、お客さまと当社との協議のうえ、夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、当該夜間蓄熱式機器については、専用の屋内電路を施設し、直接当該夜間蓄熱式機器に接続していただきます。また、当社は、原則として、毎日午後11時から翌日の午前7時以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給をしゃ断いたします。

なお、当社は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱式機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

ロ イに該当する場合で、お客さまが希望されるときは、当該夜間蓄熱式機器について、当社は、毎日午前1時から午前6時までの時間以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給をしゃ断いたします。

なお、当社は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱式機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

ハ イおよびロの場合で、当社が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、夜間時間に使用されたものといたします。

9 契約期間

契約期間は、次によります。

- (1) 契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。
- (2) 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、継続される契約期間のみをお客さ

まにお知らせいたします。

- (3) 契約期間満了に先だって、原則として他の契約種別に需給契約を変更することはできません。

10 エルフVプラン（200ボルト電化契約）

需要場所における給湯設備、厨房設備および冷暖房設備の熱源をそれぞれ電気でまかなう需要で、お客さまが希望され、平成28年7月31日までに当社との協議が整った場合の料金は、7（料金）(1)および(2)によって算定された基本料金と電力量料金との合計から(1)によって算定されたエルフVプラン割引額を差し引いたものに別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額といたします。この場合、需要場所における給湯設備、厨房設備および冷暖房設備の熱源をそれぞれ電気でまかなう需要とは、原則として、いずれの小型機器も定格電圧が200ボルトで使用され、かつ、その定格電圧200ボルトで 사용되는小型機器の総容量（入力）が10キロボルトアンペア以上の需要（以下「200ボルト電化需要」といいます。）をいいます。

なお、11（エルフVあったかプラン〔200ボルト電化契約〕）または12（エルフSプラン〔電化給湯厨房契約〕）とあわせて適用を受けることはできません。

(1) エルフVプラン割引額

エルフVプラン割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、次によって算定された金額が(2)に定めるエルフVプラン割引上限額を上回る場合のエルフVプラン割引額は、(2)に定めるエルフVプラン割引上限額といたします。

$$\text{エルフVプラン割引額} = \text{割引対象額} \times 10\text{パーセント}$$

なお、この場合、割引対象額は、7（料金）(2)によって算定された金額といたします。

(2) エルフVプラン割引上限額

1 契 約 に つ き	3,240円00銭
-------------	-----------

11 エルフVあったかプラン（200ボルト電化契約）

200ボルト電化需要で、お客さまが希望され、平成28年7月31日までに当社との協議が整った場合の毎年11月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの料金は、7（料金）(1)および(2)によって算定された基本料金と電力量料金との合計から(1)によって算定されたエルフVあったかプラン割引額を差し引いたものに別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額といたします。また、毎年4月の検針日から11月の検針日の前日までの料金は、7（料金）によって算定された料金の場合の金額といたします。

なお、10（エルフVプラン〔200ボルト電化契約〕）または12（エルフSプラン〔電化給湯厨房契約〕）とあわせて適用を受けることはできません。

(1) エルフVあったかプラン割引額

エルフVあったかプラン割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、次によって算定された金額が(2)に定めるエルフVあったかプラン割引上限額を上回る場合のエルフVあったかプラン割引額は、(2)に定めるエルフVあったかプラン割引上限額といたします。

$$\text{エルフVあったかプラン割引額} = \text{割引対象額} \times 20\text{パーセント}$$

なお、この場合、割引対象額は、7（料金）(2)によって算定された金額といたします。

(2) エルフVあったかプラン割引上限額

1 契 約 に つ き	7,776円00銭
-------------	-----------

12 エルフSプラン（電化給湯厨房契約）

需要場所における給湯設備および厨房設備の熱源をそれぞれ電気でもかな

う需要で、お客さまが希望され、平成28年7月31日までに当社との協議が整った場合の料金は、7（料金）(1)および(2)によって算定された基本料金と電力量料金との合計から(1)によって算定されたエルフSプラン割引額を差し引いたものに別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額といたします。この場合、給湯設備および厨房設備の熱源をそれぞれ電気でまかなう需要とは、いずれの小型機器も定格電圧が200ボルトで使用される需要（以下「電化給湯厨房需要」といいます。）をいいます。

なお、10（エルフVプラン〔200ボルト電化契約〕）または11（エルフVあったかプラン〔200ボルト電化契約〕）とあわせて適用を受けることはできません。

(1) エルフSプラン割引額

エルフSプラン割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、次によって算定された金額が(2)に定めるエルフSプラン割引上限額を上回る場合のエルフSプラン割引額は、(2)に定めるエルフSプラン割引上限額といたします。

$$\text{エルフSプラン割引額} = \text{割引対象額} \times 5 \text{ パーセント}$$

なお、この場合、割引対象額は、7（料金）(2)によって算定された金額といたします。

(2) エルフSプラン割引上限額

1 契 約 に つ き	1,620円00銭
-------------	-----------

13 そ の 他

(1) 当社は、供給約款27（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、エルフVプラン割引上限額、エルフVあったかプラン割引上限額およびエルフSプラン割引上限額の日割計算は、別表4（エルフVプラン割引上限額、エルフVあったかプラン割引上限額およびエルフSプラン割引上限額の日割計算の基本算式）によるものといたします。

す。

(2) その他の事項については、供給約款の従量電灯Cにかかわる規定を準用するものいたします。

(3) この低圧選択約款の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目）によるものいたします。

Ⅱ 実施細目

1 契約容量

- (1) お客さまが希望され、かつ、当社の電流制限器を取り付けることが適当と認められる場合は、契約容量は、電流制限器の定格電流値にもとづき次の算式によって算定いたします。

$$\begin{array}{l} \text{入 力} \\ \text{(キロボルト)} \\ \text{アンペア)} \end{array} = \text{電流制限器の定格電流 (アンペア)} \times 100 \text{ (ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、電流制限器とは、供給約款16（従量電灯）(1)ハ(ロ)および(2)ハ(ロ)における電流制限器をいいます。

また、お客さまが希望され、かつ、電流を制限する計量器を取り付けることが適当と認められる場合は、契約容量は、その制限される電流値にもとづき次の算式によって算定いたします。

$$\begin{array}{l} \text{入 力} \\ \text{(キロボルト)} \\ \text{アンペア)} \end{array} = \text{制限される電流 (アンペア)} \times 100 \text{ (ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

- (2) 別表2（夜間蓄熱式機器）(1)に定める夜間蓄熱式機器を使用される場合で、お客さまが希望され、かつ、別表2（夜間蓄熱式機器）(1)に定める夜間蓄熱式機器以外の機器について、当社の電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けることが適当と認められるときは、本則5（契約容量）(2)イの値は、(1)に準じて算定いたします。

2 夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い

- (1) 夜間蓄熱式機器とは、別表2（夜間蓄熱式機器）に該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。
- (2) 別表2（夜間蓄熱式機器）(1)の「主として夜間時間に通電する機能」とは、次の場合を含みます。

- イ お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合
 - ロ 本則 8（使用電力量の計量）(2)イまたはロの場合で、当社が当該機器への電気の供給をしゃ断する装置または計量器を取り付けた場合
- (3) 夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。
- (4) 当社は、別表 2（夜間蓄熱式機器）に定める夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、その機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

3 使用電力量の計量

- (1) 「特別の事情がある場合」とは、技術上、経済上やむをえず別計量を希望される場合をいいます。
- (2) 本則 8（使用電力量の計量）(2)イおよびロの場合の各時間帯別の使用電力量は、電力量計ごとに本則 8（使用電力量の計量）(1)により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。
- (3) 供給約款 26（料金の算定）(1)ロに準じて日割計算をする場合は、計量値を確認するときを除き、料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、計量値を確認するときを除き、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。

4 エルフVプラン（200ボルト電化契約）およびエルフVあったかプラン（200ボルト電化契約）にかかわる取扱い

(1) 適用範囲

- イ エルフVプラン（200ボルト電化契約）の適用を受けた後 1 年に満たないお客さまについては、原則として、エルフVあったかプラン（200ボル

ト電化契約)またはエルフSプラン(電化給湯厨房契約)を適用いたしません。

ロ エルフVあったかプラン(200ボルト電化契約)の適用を受けた後1年に満たないお客さまについては、原則として、エルフVプラン(200ボルト電化契約)またはエルフSプラン(電化給湯厨房契約)を適用いたしません。

(2) 200ボルト電化需要

イ 専用の屋内電路に直接接続され、かつ、建物の構造耐力上主要な部分と一体性を有していると認められる定格電圧100ボルトの小型機器については、定格電圧200ボルトの小型機器とみなします。

ロ 当社は、200ボルト電化需要であることを確認するために、必要に応じてお客さまから電気機器に関する資料を提出していただきます。

ハ 給湯設備、厨房設備および冷暖房設備の定格電圧200ボルトで使用される小型機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

(3) エルフVプラン割引額およびエルフVあったかプラン割引額

イ お客さまが当社に通知をされずに200ボルト電化需要でないことが明らかになった場合は、違約金を申し受けます。

なお、この場合の違約金は、供給約款39(違約金)に準じて算定するものといたします。

ロ エルフVプラン割引額およびエルフVあったかプラン割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が200ボルト電化需要であることを確認した日以降の料金について適用いたします。

ハ 供給約款26(料金の算定)(1)ロの場合で、日割計算を行なうときは、料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。

5 エルフSプラン(電化給湯厨房契約)にかかわる取扱い

(1) 適用範囲

エルフSプラン(電化給湯厨房契約)の適用を受けた後1年に満たない

お客さまについては、原則として、エルフVプラン（200ボルト電化契約）またはエルフVあったかプラン（200ボルト電化契約）を適用いたしません。

(2) 電化給湯厨房需要

イ 当社は、電化給湯厨房需要であることを確認するために、必要に応じてお客さまから電気機器に関する資料を提出していただきます。

ロ 給湯設備および厨房設備の定格電圧200ボルトで使用される小型機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

(3) エルフSプラン割引額

イ お客さまが当社に通知をされないで電化給湯厨房需要でないことが明らかになった場合は、違約金を申し受けます。

なお、この場合の違約金は、供給約款39（違約金）に準じて算定するものといたします。

ロ エルフSプラン割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が電化給湯厨房需要であることを確認した日以降の料金について適用いたします。

ハ 供給約款26（料金の算定）(1)ロの場合で、日割計算を行なうときは、料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。

6 そ の 他

(1) 本則8（使用電力量の計量）(2)イおよびロの場合の電気の供給をしゃ断する装置は、供給約款56（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。

(2) 供給約款Ⅷ（工事費の負担）に定める事項については、契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約容量が増加しない場合は、契約容量が増加したものとして、従量電灯Cに準じて取り扱うものといたします。

(3) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の別表4（エルフVプラン割引上限額、エルフVあったかプラン割引上限額およびエルフSプラン割引上限額の日割計算の基本算式）の「検針期間の日数」および「暦日数」は、次によります。

イ 検針期間の日数

(イ) 電気の供給を開始した場合は、開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

(ロ) 需給契約が消滅した場合は、消滅日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

ロ 暦日数

(イ) 電気の供給を開始した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するもの）といたします。）の属する月の日数といたします。

(ロ) 需給契約が消滅した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するもの）といたします。）の属する月の日数といたします。

附 則

1 この低圧選択約款の実施期日

この低圧選択約款は、平成28年4月1日から実施いたします。

2 B表の適用にともなう切替措置

平成28年6月1日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、当社は、供給約款26（料金の算定）および27（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、エルフVプラン割引上限額、エルフVあったかプラン割引上限額およびエルフSプラン割引上限額は、別表4（エルフVプラン割引上限額、エルフVあったかプラン割引上限額およびエルフSプラン割引上限額の日割計算の基本算式）に準じて日割計算をいたします。

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ただいたときは、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直

後の検針日といたします。)の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第17条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

2 夜間蓄熱式機器

夜間蓄熱式機器とは、次のいずれかに該当する機器をいいます。

- (1) 主として夜間時間に通電する機能を有し、通電時間中に蓄熱のために使用されるもの。
- (2) (1)に準ずる通電機能を有し、夜間時間の通電時間中に蓄熱のために使用されるものであって、給湯と床暖房にあわせて使用される等複数の用途に対応する機能を有するもの。

3 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.2303$$

$$\beta = 1.1441$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が21,900円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (21,900\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が21,900円を上回り、かつ、32,900円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 21,900\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が32,900円を上回る場合
平均燃料価格は、32,900円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (32,900\text{円} - 21,900\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	15銭8厘
------------	-------

(3) 燃料費調整単価等の揭示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。

4 エルフVプラン割引上限額、エルフVあったかプラン割引上限額およびエルフSプラン割引上限額の日割計算の基本算式

(1) エルフVプラン割引上限額、エルフVあったかプラン割引上限額およびエルフSプラン割引上限額を日割りする場合

$$\text{エルフVプラン割引上限額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

$$\text{エルフVあったかプラン割引上限額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

$$\text{エルフSプラン割引上限額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

(2) 供給約款26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、(1)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ いたします。}$$